

## 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等について

令和5年9月  
消防庁危険物保安室

## 第一 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）

## 1. 改正理由

## (1) リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直し

リチウムイオン蓄電池を貯蔵する場合、その電解液が消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に定める危険物であるため、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「令」という。）で定める技術上の基準に適合する貯蔵所で貯蔵する必要がある。

電気自動車の普及等が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、当該基準を見直すよう要望があることを踏まえ、令和4年3月以降「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」（座長：三宅淳巳 横浜国立大学理事・副学長）において、当該基準の見直しについて検討し、令和5年2月に報告書を取りまとめた。今回、この報告書を踏まえて、規制の見直しを行うものである。

## (2) 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直し

石油製品需要の更なる減少が見込まれる中、給油取扱所における経営多角化等が進められている状況を踏まえ、令和3年12月以降「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」（座長：小林恭一 東京理科大学総合研究院教授）において、給油取扱所に設けることができる建築物の用途の拡大等について検討し、令和5年1月に報告書を取りまとめた。今回、この報告書を踏まえて、規制の見直しを行うものである。

## 2. 改正内容

## (1) リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直し

## ① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準の特例規定の整備【令第10条関係】

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所の軒高、階数、面積に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、省令で特例を定めることができるようにする。

## ② 消火設備の基準に係る特例規定の整備【令第20条関係】

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所に設置しな

ければならない消火設備の基準について、省令で特例を定めることができるようにする。

## (2) 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直し

### ① ガソリンの容器への詰め替え等に係る規定の整備【令第3条等関係】

固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰め替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入について、法令上明確に位置づけるとともに、安全対策について規定する。

### ② 給油取扱所内に設置できる建築物等に係る規定の整備【令第17条関係】

給油取扱所内に設置できる建築物の用途を拡大する。

### ③ 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る規定の整備【令第27条関係】

固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンクに危険物を注入する際、総務省令で定める安全対策を講じた場合は、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止しないことができるようにする。

### ④ 営業時間外における出入り制限の例外規定の整備【令第27条関係】

給油業務の営業時間外に係員以外の者を給油取扱所全体に出入りさせないための措置について、総務省令で定める措置を講じたときは、不要となる（給油取扱所内の店舗等には出入りできる）ことが明確となるよう規定の整備を行う。

## 3. 施行期日

令和5年12月27日。ただし、2（1）及び（2）②の改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

## 4. 経過措置

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

## 第二 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）

### 1. 改正理由

令の改正に伴って、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の特例等の省令委任事項を定めるなど、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）の規定の整備を行う必要がある。

また、先般、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第367号）により、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）が改正されたことに伴い、規定の整備を行う必要がある。

### 2. 改正内容

#### (1) リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直し

##### ① 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物【規則第16条の2の7関係】

総務省令で定める危険物は、リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物とする。

##### ② リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例【規則第16条の2の8から第16条の2の11まで関係】

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る令第10条第1項に掲げる基準の特例として、以下の基準に適合するものは、令第10条第1項第4号から第6号まで、第11号及び第12号から第15号までの規定を適用しないこととする。また、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る令第10条第3項から第5項までに掲げる基準の特例を定める。

- ・ 貯蔵倉庫は、各階の床を地盤面以上に設けるとともに、床面から上階の床の下面（上階のない場合には、軒）までの高さを12メートル未満とすること。
- ・ 貯蔵倉庫は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とし、かつ、階段を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁を出入口以外の開口部を有しない壁とすること。
- ・ 貯蔵倉庫の2階以上の階の床には、原則として、開口部を設けないこと。
- ・ 蓄電池の充電率は60%以下とすること。
- ・ 蓄電池の貯蔵方法は、水が浸透する素材で包装し、又は梱包すること等の基準に適合していること。
- ・ 消火設備は、規則第35条の2第3項に定めるところにより設けること。

**③ リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る消火設備の基準の特例【規則第 35 条の 2 関係】**

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵する屋内貯蔵所に係る消火設備の基準の特例として、以下の基準に適合するものは、令第 20 条第 1 項及び第 2 項を適用しないことを定める。

- ・ 第二種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）、第四種及び第五種の消火設備を設置すること。
- ・ 第二種のスプリンクラー設備の設置基準は、蓄電池の貯蔵方法に応じて定める基準に適合したものであること。

**(2) 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直し**

**① ガソリンの容器への詰め替え等に係る安全対策【規則第 25 条の 2 関係】**

給油設備を用いたガソリンの容器への詰め替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入を法令上明確化することに伴い、ホース機器及び給油ノズル等の安全対策を規定する。

**② 給油取扱所に設置できる建築物の用途拡大【規則第 25 条の 4 等関係】**

給油取扱所に設置できる建築物の用途として、消防法施行令別表第一(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途を新たに規定する。

**③ 給油取扱所の附随設備の追加【規則第 25 条の 5 等関係】**

給油取扱所の業務を行うについて必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備を追加するとともに、当該設備に係る位置、構造又は設備の基準を定める。

**④ 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策【規則第 40 条の 3 の 3 の 2 関係】**

荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策について、以下の事項を定める。

- ・ 専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズル及び固定注油設備の注油ノズルは、満量停止措置を設けること。
- ・ 専用タンク（注入口を含む。）及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、コンタミ防止措置を設けること。

**⑤ 営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策【規則第 40 条の3の6の2関係】**

営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策について、以下の事項を定める。

- ・ 固定給油設備等の危険物を取り扱う箇所の周囲には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。
- ・ 固定給油設備等の危険物を取り扱う設備には、みだりに操作を行わせないための措置を講ずること。
- ・ そのほか、係員以外が利用しない箇所及び設備には、係員以外の者を近寄らせないための措置を講ずること。

**⑥ 予防規程に定めなければならない事項の追加【規則第 60 条の2関係】**

予防規程に定めなければならない事項として、以下の事項を追加する。

- ・ 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策を講じた給油取扱所にあつては、専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会及び監視その他の保安のための措置
- ・ 営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策を講じた給油取扱所にあつては、緊急時の対応に関する表示その他給油の業務が行われていないときの保安のための措置

**(3) 連続運転時間等の見直し【規則第 47 条の2関係】**

長時間にわたるおそれがある移送に関しては、一の運転要員による連続運転時間等が定められているところであるが、この連続運転時間について、運転の中断の下限時間を「おおむね連続 10 分以上」とする。

**(4) その他所要の規定の整備等を行うもの**

令並びに 2 (1) 及び (2) の規則の改正に伴い、所要の規定の整備等を行う。

**3. 施行期日**

令和 5 年 12 月 27 日。ただし、2 (1)、(2) ②・③及び (4) の一部は、公布の日の翌日から施行、2 (3) は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**4. 経過措置**

2 (2) ③の改正に関して、所要の経過措置を設ける。

### 第三 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

#### 1. 改正内容

固定給油設備を使用したガソリンの容器への詰め替え等が令に規定されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

#### 2. 施行期日

令和5年12月27日